

## 令和7年度ひめボス推進プラザ運営事業委託業務仕様書

### 1 事業の目的

人口減少が急速に進む中、地域が持続的に成長していくためには、県内事業所が女性活躍の推進や仕事と育児や介護等の家庭生活が両立しやすい職場環境づくり（以下「両立支援」という。）に取り組み、性別を問わず選択される魅力的な企業へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であることから、女性活躍、両立支援、働き方改革等に関するワンストップ支援拠点として、「ひめボス推進プラザ」（以下「プラザ」という。）を設置・運営し、ひめボス宣言事業所認証制度（以下「認証制度」という。）の普及・拡大を図るとともに、女性の正社員登用、男性育休の取得促進、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入・定着といった取組みを後押しすることで、県内企業の人材確保支援や人口減少対策に向けた県全体の機運醸成を図る。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 3 委託料上限額

22,800千円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 4 事業内容等

#### (1) プラザの運営

以下の条件を満たすプラザを運営すること。

#### ア 開設場所

愛媛労働局が開設予定の「愛媛働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）と同一場所とする。

#### イ 開所日・開所時間

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時までを原則とする。

なお、利用者の利便性を考慮し、開所時間の延長や土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に開所する場合は、あらかじめ県と協議するものとする。

#### ウ プラザ内の構成

プラザ内には、スタッフが常時使用できる机、椅子及びパソコン等の備品類並びに消耗品等を必要数搬入し、備えること。

また、専用のプリンター、電話回線及びメールアドレスを設定し、セキュリティ対策を適切に講じること。

さらに、センターと調整の上、企業からの相談に対応するため、利用者のプライバシーに配慮した相談スペースを確保するとともに、県から提供する労働関係施策のパンフレット等の資料を設置すること。

エ 案内標識等の掲出

来所者向けの案内標識等を掲出すること。

オ 賃借料

企画提案時の事業費の見積にあたっては、事務所の賃借料を月額 40,000 円（税抜）で見込むこと。ただし、実際の事業実施時は、センターと賃貸借料の負担割合について協議の上、賃貸借契約を事務所所有者との間で締結し、本事業に係る賃貸借料を県の委託料から支出すること。

カ 光熱水費

企画提案時の見積作成にあたっては、本事業での使用量を見込むこと。ただし、実際の事業実施時は、センターと負担割合を協議し、センターを含めた事務所全体の使用料金のうち、本事業に係る負担額を県の委託料から支出するものとする。

(2) スタッフの配置

プラザには次のア～ウのスタッフを配置し、プラザの開所時間中は、企業からの相談に常時対応できる体制を確保すること。また、ア～ウのスタッフとは別に、必要に応じてスタッフを追加配置することも認める。

ア 統括マネージャー

プラザの統括、センターとの連絡調整、女性活躍・両立支援・働き方改革の啓発（女性活躍・両立支援・働き方改革に資する県や国の施策の周知広報、活用に向けた助言、県が作成した冊子の配布・内容紹介、県主催事業のチラシの配布及び積極的な参加勧奨並びに周知啓発等）を行う統括マネージャーを 1 名配置すること。統括マネージャーについては、社会保険労務士又は中小企業診断士の有資格者、企業等において労務管理に相当期間従事した経験を有する者、労働関係法令や女性活躍、両立支援、働き方改革についての知識と企業に対する相談対応や支援業務の従事経験を有する者のいずれかを配置とすること。

イ ひめボス推進アドバイザー

専属のひめボス推進アドバイザーを複数名設置し、ひめボス宣言事業所認証制度の新規拡大に向けた営業活動、認証取得支援、女性活躍・両立支援・働き方改革の啓発（女性活躍・両立支援・働き方改革に資する県や国の施策の周知広報、活用に向けた助言、県が作成した冊子の配布・内容紹介、県主催事業のチラシの配布及びセミナー等への積極的な参加勧奨並びに周知啓発等）を行うこと。ひめボス推進アドバイザーについては、企業の人事・労務・営業経験者等を基本とすること。

認証取得支援は愛媛県内に事業所を有する中小事業所を中心に実施することとし、ひめボス推進アドバイザーが直接事業所を訪問し、取組みの必要性の周知、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定支援、奨励金申請支援、その他ひめボス宣言事業所認証企業数を増やすための必要な取組みを行うことで、制度の普及・拡大を図るものとする。さらに、えひめ女性活躍推進協議会や各種経済団体等の会合等も活用して、同様の周知・啓発を行うこと。

#### ウ ひめボス推進コンサルタント

ひめボス推進コンサルタントを複数名配置し、認証取得に向けた一般事業主行動計画の策定支援や、女性活躍、両立支援、働き方改革に関して企業・事業所が抱える課題の抽出や相談対応、取組みの助言、具体的な改革支援を行うこと。また、企業からの相談対応を待つだけではなく、プッシュ型での企業訪問を行うなど、積極的な助言・指導、企業を取組み支援を行うこと。なお、ひめボス推進コンサルタントについては、社会保険労務士又は中小企業診断士等の有資格者であり、女性活躍、両立支援、働き方改革等に関する企業支援実績を持つ者とする。

### (3) 相談対応

プラザへの来所、電話、電子メール、オンラインにより、企業からの女性活躍、両立支援、働き方改革等に関する相談に対応すること。企業が訪問を受け入れる場合は、スタッフの派遣により対応すること。また、愛媛労働局やセンター等の支援機関で対応することが適当と認められる場合には、内容に応じて支援機関の紹介や取り次ぎを行うこと。

### (4) 訪問による企業支援

定期的な企業訪問を実施し、下記ア～エの企業支援を行うこと。

対象企業については新規の認証取得を希望する企業及び認証取得済みの企業をメインターゲットとし、認証の取得のみに留まらず、女性活躍、両立支援、働き方改革に関する各種取組みを継続的に実行できるよう、事業趣旨に沿って積極的な支援を行うこと。

#### ア 認証制度の普及・拡大

積極的な企業訪問や広報活動により、認証制度の普及・拡大を図ること。また、新規の認証取得を希望する企業及び認証取得済みの企業に対し、企業のニーズに応じた支援を実施すること。なお、新規の認証取得を希望する企業の掘り起こしに当たっては必要に応じ経済団体等と連携すること。

#### イ 企業の取組み状況に関する聞き取り

訪問企業における女性活躍、両立支援、働き方改革、業績、人材確保・定着状況等に関する課題や具体的な取組み状況について丁寧に聞き取りを行うとともに、内容に応じて、適切な助言・指導、参考となる事例の紹介、ひめボス推進コンサルタントや関係機関への取り次ぎなどの確かな支援を行うこと。

また、特に取組みが進んでいる企業については、事例の横展開等を図るため、当該企業に対するより深掘りした聞き取りを行うとともに、県が別途指定する様式（企業取組状況シート（仮称））を作成すること。

#### ウ 各種施策の積極的な周知・広報

人口減少対策や女性活躍、両立支援、働き方改革等に関する県や国の施策、県が作成した冊子等について、企業支援時に積極的に活用するとともに、企業ニー

ズ等に応じた事例紹介を行うこと。また、県が主催するイベント・セミナーのうち指定するものについては、特に奨励する等して多くの企業を参加させること。

#### エ その他

その他、企業の状況把握や取組み実施、課題解決等に有益な内容・手法があれば、適宜実施すること。

#### (5) 専門家を対象とした研修・セミナーの開催

認証制度の更なる普及・拡大を図るため、県内の社会保険労務士、中小企業診断士、コンサルタント等企業の働き方改革等に関わる専門家を対象とした研修やセミナーなどを実施することとし、効果的な内容となるよう、開催時期、会場、講師、研修内容、広報手法などについて具体的に企画提案すること。

#### (6) その他

5に規定する事業の成果目標を意識した事業実施を行うとともに、その他当該事業を執行するうえで必要となる関連業務を行うこと。

### 5 事業の成果目標

- (1) 統括マネージャー及びひめボス推進アドバイザー派遣事業所数 700 事業所
- (2) 企業取組状況シート（仮称）の作成・報告 50 事業所
- (3) ひめボス推進コンサルタント派遣事業所数 100 事業所

### 6 対象経費

#### (1) 経費の内容

委託事業の対象経費は、次のとおりとする。

「人件費」、「旅費」、「需用費」、「役務費」、「委託料」及び「使用料及び賃借料」とする。なお、「備品等」は原則としてレンタル・リースとする。

#### (2) 経費の具体例

費 目	具 体 例
人 件 費	事業に従事したスタッフの賃金、社会保険料等
旅 費	企業訪問旅費等
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
役 務 費	郵便料、電話料、広告料等
委 託 料	業務を効率的に行う上で県が必要と認めるもの
使用料及び賃借料	事務所賃借料、機具・備品・会場等の借上料等

### 7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに企画提案募集時に提出した企画提案書を基に、具体的な業務内容や実施方法、実施体制、実施スケジュール等を記載した事業計画書を県に提出し、承認を受けること。
- (2) 本業務に従事するスタッフによる訪問先や相談内容、支援状況等を記録・整理した業務状況報告書を作成し、当月分を翌月の10日までに県に提出すること。

- (3) 企業取組状況シート（仮称）を作成した場合は、当月分を翌月の10日までに県に提出すること。
- (4) その他、県が求めた場合は、委託業務の状況について調査、報告すること。
- (5) 委託業務完了後、契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (6) 契約書及びこれに添付する仕様書（以下「契約書等」という。）に定めのない事項又は契約書等に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに県と協議してその指示を受けること。なお、県は、業務実施過程で契約書等に記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 8 事業の再委託

事業の再委託は原則禁止とする。ただし、専門性等から受託者自ら実施するよりも高い効果が期待できる場合には、あらかじめ県の承諾を得たうえで、事業の一部を再委託により実施することができる。再委託により実施する場合には、企画提案書に再委託する業務内容、再委託の相手方、再委託を行う金額を企画提案書に明記すること。

## 9 著作権の譲渡等

- (1) 本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。
- (2) 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得られる成果物の著作権者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 発注者は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

## 10 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については委託者との協議の上、実施すること。委託者側の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 事業実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県子育て支援課少子化対策・男女参画室へ連絡すること。